

生活あんしん総合保険 ご契約のしおり（普通保険約款・特約条項）

目次

第1章 契約の基本条項 ······ P. 1	第4章 ケガの補償条項 ······ P. 9
第1条 (主な用語の定義)	第1条 (主な用語の定義)
第2条 (保険契約の概要)	第2条 (保険金を支払う場合)
第3条 (保険料の払込日および払込期日)	第3条 (入院保険金および通院保険金の支払)
第4条 (契約者の義務)	第4条 (死亡保険金の支払)
第5条 (契約の変更)	第5条 (保険金を支払わない場合)
第6条 (契約の更新手続き)	(注) このたびお申込みいただいた契約には「ケガの補償条項」
第7条 (契約の終了)	は付帯されていません。
第8条 (事故発生に関する処理および手続き)	
第9条 (その他)	
第2章 家財の補償条項 ······ P. 5	第6章 別表 ······ P. 10
第1条 (主な用語の定義)	別表1 【経過月数に対応する返還率】
第2条 (保険の目的物)	別表2 【保険金の請求に必要な書類】
第3条 (家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	別表3 【保険金を支払うための確認事項】
第4条 (費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	別表4 【保険金を支払うべき期日】
第5条 (保険金を支払わない場合)	別表5 【ギブス等の常時装着により通院したものとみ なす部位】
第6条 (保険金額の調整)	
第3章 賠償の補償条項 ······ P. 7	
第1条 (保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	
第2条 (保険金を支払わない場合)	
第3条 (被害者による直接請求権)	
第4条 (被害者の特別先取特権)	
□賠償の補償条項 補償内容変更特約 ······ P. 8	
第1条 (保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	
第2条 (準用規定)	

<引受保険会社>アイアル少額短期保険株式会社

B325-2306-1

生活あんしん総合保険 普通保険約款

第1章 契約の基本条項

第1条（主な用語の定義）

本保険契約における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
解除	保険契約を当社の意思によって終了させることをいいます。
解約	保険契約を契約者からの申出によって終了させることをいいます。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上の様々な権利と義務（保険料支払い義務など）を持つ者をいいます。
更新契約	保険満期日の翌日に更新される保険契約をいいます。
自動車等	自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
住宅戸室の種類	「賃貸」または「持家」の別をいいます。
初年度契約	更新契約以外の最初に締結した保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補足・変更する場合、その補足・変更する内容を定めたものです。
配偶者	この保険契約における配偶者には、内縁（法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻をいいます。）を含みます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいい、以下に該当する者とします。 ①保険証券等に記載の被保険者（以下「被保険者本人」といいます。） ②被保険者本人の配偶者 ③保険証券等に記載の住宅戸室に居住する被保険者本人の親族
普通保険約款	保険契約の内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険契約が有効な期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される支払事由が発生した場合に、当社が支払うべき金銭をいいます。
保険金額	当社が支払う保険金の限度額をいいます。
保険契約継続証	当社が保険契約の更新時に発行する、保険金額や保険期間などの契約内容を記載した書面をいいます。
保険証券	当社が初年度契約の締結時に発行する、保険金額や保険期間などの契約内容を記載した書面をいいます。
保険証券等	保険証券および保険契約継続証をいいます。
保険料	契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
無効	保険契約が申し込み時点にさかのぼって成立しないことをいいます。

第2条（保険契約の概要）

この保険契約の概要は次のとおりです。

(1)責任開始	①保険契約の申込を承諾した場合は、保険証券を発送または送信することにより承諾の通知に代えます。 ②当社が承諾した保険契約の保険責任は、保険始期日に始まり、保険満期日に終わります。なお、保険料が払い込まれる前に生じた支払事由に対しては保険金を支払いません。ただし、第3条(2)に定める払込期日までに保険料が払い込まれた場合は保険金を支払います。												
(2)保険料の払込	<table border="1"><thead><tr><th>払回数</th><th>払込方法</th><th>利用条件</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">一時払</td><td>口座振替</td><td>契約者より当社の指定する金融機関からの口座振替による保険料払込の申出があること</td></tr><tr><td>クレカ払</td><td>契約者より当社の指定するクレジットカードによる保険料払込の申出があること</td></tr><tr><td>コンビニ払</td><td>当社指定のコンビニエンスストアから払い込むこと</td></tr><tr><td>振込払</td><td>当社指定の金融機関口座に払い込むこと</td></tr></tbody></table>	払回数	払込方法	利用条件	一時払	口座振替	契約者より当社の指定する金融機関からの口座振替による保険料払込の申出があること	クレカ払	契約者より当社の指定するクレジットカードによる保険料払込の申出があること	コンビニ払	当社指定のコンビニエンスストアから払い込むこと	振込払	当社指定の金融機関口座に払い込むこと
払回数	払込方法	利用条件											
一時払	口座振替	契約者より当社の指定する金融機関からの口座振替による保険料払込の申出があること											
	クレカ払	契約者より当社の指定するクレジットカードによる保険料払込の申出があること											
	コンビニ払	当社指定のコンビニエンスストアから払い込むこと											
	振込払	当社指定の金融機関口座に払い込むこと											

第3条（保険料の払込日および払込期日）

(1)当社は、各払込方法において定められた払込日を、保険料が払い込まれた日とみなします。

払込方法	払込日
口座振替	保険料が契約者の指定する口座より振り替えられた日
クレカ払	当社が契約者の指定するクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認ができた日
コンビニ払	契約者がコンビニエンスストアにて保険料を払い込んだ日
振込払	保険料が当社の口座に着金した日

(2)この保険契約の保険料の払込期日は次のとおりとします。なお、払込期日までに保険料の払い込みがないときは、保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。

①初年度契約の場合

- ア. 口座振替のときは、保険始期日の属する月の翌々月末日
- イ. 口座振替以外のときは、保険始期日の属する月の翌月末日

②更新契約の場合

保険始期日の属する月の末日

第4条（契約者の義務）

(1)告知義務	保険契約締結の際、契約者または被保険者本人は、当社が告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。									
(2)通知義務	<p>①保険契約締結後、契約者、被保険者本人またはこれらの者の法定代理人は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知項目</th> <th>対象契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 契約者の住所変更 イ. 契約者または被保険者本人の死亡</td> <td>全契約共通</td> </tr> <tr> <td>ウ. 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること</td> <td>第2章 家財の補償条項を付帯する契約</td> </tr> <tr> <td>エ. 保険証券等に記載の住宅戸室の種類および所在地の変更</td> <td>第2章 家財の補償条項または第3章 賠償の補償条項を付帯する契約</td> </tr> </tbody> </table> <p>②契約者が①ア. の通知を怠り、当社の知る最終の契約者住所に送付した書面は、通常の配達期間を経過した時に契約者に到達したものとみなします。</p> <p>③当社は、契約者または被保険者本人が①の通知を怠った場合は、当社に通知されるまでの間に生じた損害に対しては保険金を支払いません。ただし、契約者が通知を行ったとしても、当社が承認していたと認められる場合は保険金を支払います。</p>		通知項目	対象契約	ア. 契約者の住所変更 イ. 契約者または被保険者本人の死亡	全契約共通	ウ. 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること	第2章 家財の補償条項を付帯する契約	エ. 保険証券等に記載の住宅戸室の種類および所在地の変更	第2章 家財の補償条項または第3章 賠償の補償条項を付帯する契約
通知項目	対象契約									
ア. 契約者の住所変更 イ. 契約者または被保険者本人の死亡	全契約共通									
ウ. 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること	第2章 家財の補償条項を付帯する契約									
エ. 保険証券等に記載の住宅戸室の種類および所在地の変更	第2章 家財の補償条項または第3章 賠償の補償条項を付帯する契約									

第5条（契約の変更）

(1)契約者変更	契約者は、被保険者本人の同意および当社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
(2)解約	契約者は、将来に向かっていつでも保険契約の解約を請求することができます。 この場合、次の計算方法により未経過期間の保険料を返還します。 一時払保険料×別表1に定める経過月数に対応する返還率=返還保険料
(3)補償内容の変更	補償内容の変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。
(4)払込方法の変更	保険料の払込方法の変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。

第6条（契約の更新手続き）

(1)保険契約の更新	<p>①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の更新案内を行います。</p> <p>②契約者から保険満期日の前日までに申出がない場合は、保険満期日の翌日に前契約と同じ補償内容で保険契約は更新されたものとし、契約者あてに保険契約継続証を発送または送信します。</p> <p>③当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 保険金の請求手続きに際し、契約者、被保険者または保険金受取人が必要な調査に協力しなかった場合 イ. 保険金の請求に際し、事故内容に偶然性または信憑性に欠けることがあったと判断した場合 ウ. 第7条(4)に定める重大事由による解除に準じる事由があった場合 エ. その他この保険契約を更新することが期待しないア. からウ. までに掲げるもののほか、ア. からウ. までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由があるとき
(2)保険契約更新時の補償内容変更	<p>①当社は、契約者より保険満期日の1か月前までに補償内容の変更の申出を受けた場合、当社所定の書類を発送します。</p> <p>②保険満期日の前日までに①の書類が返送され当社が承諾した場合は、更新契約より補償内容を変更し、契約者あてに新たな補償内容の保険契約継続証を発送または送信します。</p>

第7条（契約の終了）

(1)詐欺または強迫による取消	保険契約の締結の際に、契約者または被保険者に詐欺または強迫行為があったときは保険契約を取り消し、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
(2)告知義務違反による解除	<p>①当社は、契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げなかつたまたは事実でないことを告げた場合には、この保険契約を解除することができます。この場合、第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。</p> <p>②当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求します。</p> <p>③②の規定にかかわらず、保険金の支払事由発生と解除原因とに因果関係のないことを契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。</p> <p>④当社は、次のいずれかに該当する場合には、告知義務違反による解除をすることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 当社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき イ. 当社の保険契約の締結の代理または媒介を行うことができる者が、契約者または被保険者に対して事実を告げることを妨げたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき ウ. 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月を経過したとき エ. 保険始期日から、保険金の支払事由の発生がなく2年が経過したとき
(3)通知義務違反による解除	当社は、第2章 家財の補償条項を付帯する契約については、次のいずれかの事実の発生によって危険増加が生じた場合において、契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、遅滞なく、その通知をしなかつたときは、この保険契約を解除することができます。この場合、第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。
(4)重大事由による解除	<p>①当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合、第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。</p> <p>ア. 契約者、被保険者または保険金受取人が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p>

	<p>イ. 被保険者または保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと</p> <p>ウ. 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</p> <p>エ. 契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 反社会的勢力に該当すると認められること b) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること c) 反社会的勢力を不當に利用していると認められること d) 法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること e) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること <p>オ. その他この保険契約を継続することが期待しないア.からエ.までに掲げるもののほか、契約者または被保険者または保険金受取人が、ア.からエ.までの事由がある場合と同等の同程度に当社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</p> <p>②①の規定による解除が、損害または保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、(5)の規定にかかわらず、①に定める事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害または保険金の支払事由に対しては、当社は保険金（注）を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。</p> <p>（注）①エ.のみに該当した場合で、①エ.のいずれかに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。</p> <p>③契約者または被保険者が①エ.のいずれかに該当することにより①の規定による解除がなされた場合には、②の規定は、次の損害については、適用しません。</p> <p>ア. ①エ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害</p> <p>イ. ①エ.のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害</p>
(5)保険契約解除の効力	保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条（事故発生に関する処理および手続き）

I. 全契約共通

(1)保険金の請求手続き	保険金の支払事由が生じたときは、契約者、被保険者または保険金受取人は遅滞なく当社に通知し、すみやかに別表2に掲げる必要書類を提出して保険金を請求してください。
(2)保険金の支払時期	<p>①当社は、(1)の必要書類を受領した日（不備があるときは不備を解消した日）から30日以内に、別表3に掲げる必要な確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>②①の確認をするために別表4に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、①にかかわらず、保険金を支払うべき期日は当社が必要書類を受領した日から同表に掲げる期日とします。この場合、当社は、照会や調査が必要な事項および保険金を支払うべき期日を契約者、被保険者または保険金受取人に通知します。</p> <p>③①および②の確認や調査に際し、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、①および②の期間に算入しないものとします。</p> <p>④①および②に定める期日を超えて保険金を支払う場合、当社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、③の定めによる遅延した期間については算入しません。</p>
(3)保険金の代理請求	<p>①保険金受取人が被保険者本人で、その被保険者本人が保険金を請求できない特別の事情があり、当社がその事情を認めた場合は、次に該当する者（以下「代理請求人」といいます。）が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>ア. 被保険者本人の配偶者</p> <p>イ. ア. がいない場合は被保険者本人の親族のうちの1人</p> <p>ただし、故意または重大な過失によって保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者本人が保険金を請求できない状態にさせた者は、代理請求人となることはできません。</p> <p>②代理請求人が保険金を請求する場合は、別表2に定める必要書類に加え、特別な事情を示す書類を当社に提出してください。</p> <p>③当社が特に認めた場合は、代理請求人に保険金を支払うことがあります。</p> <p>ただし、当社が代理請求人に保険金を支払った場合は、同一の支払事由による保険金の請求を受けても保険金は支払いません。</p>

II. 第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項を付帯する契約共通

(1)損害防止義務および損害防止費用	<p>①契約者または被保険者は、事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p> <p>②当社は、契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合には、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限りこれを負担します。</p> <p>ア. 消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用</p> <p>イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用</p> <p>ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用</p> <p>③契約者および被保険者が故意または重大な過失によって①の損害防止義務を怠ったときは、当社が損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて保険金の額を決定します。</p> <p>④②において、損害防止費用を負担すべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支払います。</p> <p>ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額</p> <p>イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <p>⑤損害防止費用は、この保険契約において支払われる保険金との合計額が保険金額を超えるときでも当社が負担します。</p>
--------------------	--

(2)他の保険契約等がある場合の保険金の額	当社は、保険金等が支払われる他の保険契約等がある場合には、それぞれの保険契約等が他の保険契約等がないものとして計算された支払責任額の合計額が損害額または当社の支払限度額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。 ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額 イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(3)代位	①当社が保険金を支払った場合は、当社は、次のいずれか少ない額を限度として、損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（以下「被保険者債権」といいます。）を取得します。 ア. 当社が支払った保険金の額 イ. 被保険者債権の額。ただし、ア. の額が損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を差し引いた額とします。 ②①の場合において、①ア. に掲げる額が損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち当社が①の規定により取得した部分を除いた部分について、当社が取得した債権に先立って弁済を受ける権利を有します。 ③契約者および被保険者は、当社が取得する①の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は当社の負担とします。

III. 第2章 家財の補償条項を付帯する契約

(1)事故の調査	①当社は、事故発生の通知を受けたときは、事故が生じた住宅を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。 ②当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく事故の通知を怠ったとき。または、知っている事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき イ. 契約者または被保険者が、①の調査に協力しなかったとき
(2)評価人および裁定人	①損害の額について、当社と契約者、被保険者または保険金受取人との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合において、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。 ②当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人にに対する報酬を含みます。）については半額ずつ負担するものとします。
(3)残存物および盗難品の所有権	①当社が第2章 家財の補償条項 第3条の家財保険金を支払ったときでも、保険の目的物の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り当社に移転しません。 ②盗取された保険の目的物について、当社が第2章 家財の補償条項 第3条⑧ア. の家財保険金を支払ったときは、その保険の目的物の所有権その他の物権は、家財保険金の額のその再取得価額に対する割合によって、当社に移転します。 ③①および②の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた家財保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の目的物の所有権その他の物権を取得することができます。

IV. 第3章 賠償の補償条項を付帯する契約

(1)損害発生時の手続き	①契約者または被保険者は、支払事由が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知し、かつ次の手続きをとらなければなりません。 ア. 損害につき、第三者から賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること イ. 損害賠償責任の全部または一部を被害者に承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること ウ. 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること エ. 保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他の書類を添えて、支払事由が生じた日から1か月以内に当社に提出すること ②当社は、契約者または被保険者が①ア.、イ. の手続きを怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額または被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて保険金の額を決定します。 ③当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の通知を怠ったとき イ. 契約者または被保険者が、①ウ. の手続きを怠ったとき ウ. 契約者または被保険者が、①エ. の手続きを怠ったとき、または提出書類につき知っている事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき ④当社は、①ア. の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用（以下「権利保全費用」といいます。）を負担します。 ⑤④において、権利保全費用を支払うべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支払います。 ア. 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額 イ. 他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額
(2)当社による損害賠償の解決	①当社は、必要と認めたときは、損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について当社に協力しなければなりません。 ②当社は、被保険者が正当な理由がなく①の協力に応じないときは保険金を支払いません。

第9条（その他）

(1)時効	保険金や返還保険料等の支払を請求する権利は、その支払の事由が生じた日から3年間請求がない場合は消滅します。
(2)保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払	①収支状況が著しく悪化した場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。 ②保険金の支払事由が集中して発生し、その結果として保険金の支払いに支障が生じた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険金を削減して支払うことがあります。 ③①または②を適用する場合、当社は、すみやかに契約者に通知します。
(3)更新契約の保険料の増額または保険金額の減額、引受辞退	①保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、更新契約について次のように取り扱うことがあります。 ア. 保険料の増額または保険金額の減額 イ. 引受辞退 ②①を適用する場合、当社は、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。
(4)訴訟の提起、準拠法	この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。また、この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 家財の補償条項

第1条（主な用語の定義）

この補償条項における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
住宅戸室	施錠された居住空間をいい、トランクルーム、物置、車庫等の付属建物は除きます。
修理費用	損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生時における保険の目的物について同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得する費用をいいます。（損害の発生直前の状態を超える部分に対応する費用を除きます。）
乗車券等	鉄道・船舶等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等をいいます。
雪災	豪雪、雪崩等による雪災をいいます。
騒擾	多数の者の集団行動により、数世帯以上またはこれと同等の規模にわたって平穏が害されるかまたは被害が発生する状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の目的物に発生した損害を含みます。
データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものをいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
風災	台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。

第2条（保険の目的物）

この補償条項における保険の目的物となる家財は、下表のとおりとします。

保険の目的物に含まれるもの	保険の目的物に含まれないもの
被保険者が所有し、保険証券等に記載の住宅戸室内に収容される家財。 ただし、住宅戸室外にあっても、次に掲げるものは保険の目的物に含めます。 (1)住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自転車(電動アシスト自転車を含みます。) (2)住宅戸室内のエアコンに接続された室外機	次に掲げるものは、保険の目的物に含まれません。 (1)建物に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器、ガラス戸等 (2)業務用の什器・備品、商品およびこれらに類する物 (3)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券、その他これらに類する物 (4)証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ、その他これらに類する物 (5)動物および植物等の生物 (6)自動車等およびその付属品

ただし、通貨、預貯金証書に第3条⑧の事故による損害が発生した場合に限り、これらを保険の目的物として取扱います。

第3条（家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、下表のいずれかに該当する支払事由によって保険の目的物である家財に損害が生じた場合に、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり家財保険金を支払います。

保険金の支払事由	支払う保険金の額
①火災、落雷、破裂または爆発	ア. 修復不可能な場合 同等の物を新たに購入するためには必要な金額
②風災、竜巻、雪災	イ. 修復可能な場合 修理費用(ただし、ア.の額を限度とします。)
③給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または第三者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ	ただし、⑦の「運送中における①から⑥の事故」については、1回の事故についての支払限度額を100万円とします。
④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	
⑤騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為	
⑥水災	
⑦被保険者が転居する際、保険証券等記載の住宅戸室から転居先の住宅戸室に運送中(注)において、上記①から⑥までの事故によって保険の目的物である家財について損害が発生した場合	

保険金の支払事由			支払う保険金の額
⑧盗難	ア. 家財	盗難によって、盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合。ただし、盗難を知ったあとただちに所轄の警察署あてに被害の届け出をした場合に限ります。	保険の目的物ごとに次の額を限度とする損害の額 ア. 家財は同等の物を新たに購入するためには必要な金額とし、1個または1組10万円を限度
	イ. 通貨・預貯金証書	通貨または預貯金証書に盗難の損害が発生した場合。ただし、預貯金証書の盗難の損害については、次に掲げる事実がすべてあつた場合に限り、保険金を支払います。 ア. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただちに預貯金先あてに被害を届け出したこと イ. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただちに所轄の警察署あてに被害の届け出をしたこと ウ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと	イ. 通貨は10万円、預貯金証書は50万円を限度 ただし、1回の事故についての支払限度額は50万円とします。

なお、損害を被った保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

(注) 保険の目的物が、保険証券等記載の住宅戸室外に出た時に始まり、転居先の住宅戸室内に入った時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管中を含むものとします。

第4条（費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、下表のいずれかに該当する支払事由によって発生する費用について、次のとおり費用保険金を支払います。ただし、当社が支払う家財保険金および費用保険金の合計額は、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。

費用保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)残存物清掃費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の目的物の残存物の清掃または搬出が必要なとき	家財保険金の5%を限度とした実費
(2)緊急避難費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、保険証券等に記載の住宅戸室に損害が生じ、居住が困難となった結果、被保険者が宿泊施設を臨時に使用したとき	事故発生日から30日以内の宿泊に対し、1泊につき5,000円（定額）
(3)近隣見舞費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、保険の目的物または保険証券等に記載の住宅戸室から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合の見舞金	被災世帯数×5万円 (家財保険金の5%を限度)
(4)ドアロック交換費用保険金	保険証券等に記載の住宅戸室内に不法侵入または不法侵入未遂が発生し、ただちに警察署に被害の届け出をした場合において被保険者が自己の費用で住宅のドアロックを交換したとき	同等のドアロックに交換するために必要な費用（3万円を限度とした実費）
(5)修理費用保険金（注）	保険証券等に記載の住宅戸室に偶然な事故による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理した場合で、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負わないとき（ただし、被保険者の死亡を原因とする場合およびキズ、汚れなどの単なる外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害を除きます。）	100万円を限度として当社が認める実費

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に適用されます。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①建物や窓などからの、雨・風・雹・雪・砂塵等の吹込みまたは漏入。ただし、建物や窓などの外側の部分が、第3条に掲げる事故によって破損し、その破損部分である建物や窓などからの内部への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。
- ②保険の目的物が、保険証券等に記載の住宅戸室外にある間に生じた事故
- ③第3条①から⑦の事故の際ににおける保険の目的物の紛失または盗難
- ④契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑥被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき保険金については支払います。

(2)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

(3)当社は、第3条⑦の事故については、(1)(2)に定める事由のほか、以下のいずれかの事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ②保険の目的物の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③保険の目的物の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ④保険の目的物に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

- ⑤保険の目的物のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の目的物の汚損(注2)であって、保険の目的物の機能に支障をきたさない損害
- ⑥不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電気的または機械的事故によって生じた損害
- ⑦詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑨保険の目的物のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑩置忘れまたは不注意による廃棄によって生じた事故
- ⑪楽器に生じた次に掲げる損害
- ア. 絃(注3)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
- ⑫磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- ⑬義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具について生じた損害
- ⑭携帯電話、ポータブルカーナビゲーション等の移動体通信端末機器・電子式航法装置およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮携帯式電子事務機器(注4)およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑰ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑱リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機(注5)、ジャイロプレーン、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、スノーボードその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- (注1) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注2) 落書きによる汚損を含みます。
- (注3) ピアノ線を含みます。
- (注4) ラップトップまたはノート型のパソコン、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- (注5) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

第6条 (保険金額の調整)

- (1)保険契約締結の際、保険金額が保険の目的物の価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2)保険契約締結の後、保険の目的物の価額が著しく減少した場合は、この保険契約を解約し、減少後の価額により新たに保険契約を締結することができます。この場合、第1章 契約の基本条項 第5条(契約の変更) (2)にかかわらず、未経過期間の保険料の返還は日割計算とします。

第3章 賠償の補償条項

第1条 (保険金を支払う場合、支払う保険金の額)

当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する支払事由によって生じた損害に対して、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり保険金を支払います。

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)個人賠償保険金	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与えたことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に記載の自己負担額を超過する場合に、その超過額を支払います。 (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。 (2)被保険者が支出した次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ①損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用 ③賠償責任が発生しなかった事故発生時に行つた、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用
(2)借家人賠償保険金 (注)	被保険者の過失による偶然な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与えたことによって、被保険者が賃主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合	

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては個人賠償保険金、借家人賠償保険金を支払いません。
- ①契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震、噴火またはこれらによる津波
 - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (2)当社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償保険金を支払いません。
- ①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償責任を超えて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任を超えた部分の損害賠償責任
 - ②被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任

- ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
 - ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑤航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償保険金を支払いません。
- ①被保険者の死亡による損害
 - ②被保険者の心神喪失または指図
 - ③住宅の増改築、取り壊し等の工事
 - ④住宅に生じたキズ・汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害
 - ⑤被保険者が、住宅を貸主等に引き渡した後に発見された住宅の損害に起因する損害賠償責任

第3条（被害者による直接請求権）

- (1)被害者は、次に掲げる場合は当社に対して、第1条に定める保険金の支払を請求することができます。
- ①法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立したとき
 - ②法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で書面による合意が成立したとき
 - ③被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを書面で承諾したとき
 - ④被保険者について次のいずれかに該当する事由があつたとき
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつその法定相続人がいないこと
- (2)被害者が(1)の規定により保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を添えて当社に提出しなければなりません。
- ①保険金請求書
 - ②その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- (3)当社は、(2)の請求がなされた場合に、被害者に対して第1条に定める保険金を支払います。ただし、保険金額（当社がすでに支払った保険金がある場合はその金額を差し引いた額）を限度とします。
- (4)当社は、被害者と被保険者との保険金の請求が競合した場合は、被害者に対して優先して保険金を支払います。
- (5)当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度においてその被保険者の被る損害に対して保険金を支払ったものとみなします。
- (6)当社は、被害者が(2)の書類に故意に事実と異なる記載をしたとき、またはその書類もしくは証拠を偽造・変造した場合には保険金を支払いません。

第4条（被害者の特別先取特権）

- (1)被害者は、第1条に定める保険金を請求する権利について特別先取特権（法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利）を有します。
- (2)被保険者は、(1)の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があつた額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できる権利行使することができます。

賠償の補償条項 補償内容変更特約

第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、この特約に従い、普通保険約款の「第3章 賠償の補償条項 第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）」を下表のとおり、読み替えて適用します。

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)個人賠償保険金	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与えたことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に記載の自己負担額を超過する場合に、その超過額を支払います。 (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。 (2)被保険者が支出した次の費用 ①損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用 ③賠償責任が発生しなかった事故発生時に行つた、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用
(2)借家人賠償保険金 (注)	被保険者の過失による以下の①または②の偶然な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与えたことによって、被保険者が賃主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合 ①火災、破裂または爆発 ②給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等による水ぬれ	

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第4章 ケガの補償条項

第1条（主な用語の定義）

この補償条項における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤・診断書・医療器具等の受領のための通院は含みません。
特定感染症	被保険者以外の医師により診断された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第4項の三類感染症（同条第5項の四類感染症のうち「 Dengue熱」を含みます。）をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項に従い保険金を支払います。
- (2)(1)の傷害には、次の①②を含みます。
- ①身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ②初年度契約の保険始期日から10日経過後に発病した特定感染症

第3条（入院保険金および通院保険金の支払）

- (1)当社は、被保険者が第2条の傷害をその直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、下表のいずれかに該当する支払事由が生じた場合に、次のとおり保険金を支払います。ただし、保険期間中に発生した①②の支払事由に対して支払う保険金の合計額は80万円を限度とします。

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
①入院保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内の入院	保険証券等に記載の入院保険金日額×入院日数 (1事故について60日を限度とします。)
②通院保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内の通院	保険証券等に記載の通院保険金日額×通院日数 (1事故について30日を限度とします。)

- (2)被保険者が入院保険金または通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに別の傷害を被った場合には、当社は重複して入院保険金または通院保険金を支払いません。
- (3)被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができるまでに回復した以後の入院または通院については、入院保険金または通院保険金を支払いません。
- (4)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなします。

第4条（死亡保険金の支払）

- (1)当社は、被保険者が第2条の傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（注）、保険券等に記載の死亡保険金額を、被保険者の法定相続人に支払います。この場合で法定相続人が2名以上であるときは、当社は法定相続分の割合に応じて死亡保険金を支払います。なお、保険期間中に発生した支払事由に対して支払う保険金の合計額は300万円を限度とします。
(注) 第2条(2)②の「初年度契約の保険始期日から10日経過後に発病した特定感染症」による死亡を除きます。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条の傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害に限ります。
- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格を持たないで、自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧被保険者に対する刑の執行
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑪核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ⑫⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑬⑨から⑫の事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (2)当社は、被保険者が打撲、捻挫、むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (3)被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ①山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）
 - ②リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - ③スカイダイビング
 - ④航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）
 - ⑤ハンググライダー、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーンの搭乗
 - ⑥①から⑤に類する危険な運動
- (4)被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故
- ①競馬・競艇・競輪選手、レーサー、力士等プロスポーツ選手
 - ②炭鉱・鉱山の坑内作業者、林業従事者、土木・建設現場作業者、自動車運転手
 - ③航空機・船舶乗務員、港湾荷役作業者
 - ④廃物・汚物作業者、産業廃棄物処理業者、危険物取扱者
 - ⑤高所作業者（10m以上での作業中）、高圧線取扱者
 - ⑥①から⑤と同程度またはそれ以上の危険を有する職業

第6章 別表

別表1【経過月数に対応する返還率】

(1) 1年契約のとき

経過月数	返還率
1ヶ月まで	75%
2ヶ月まで	68%
3ヶ月まで	62%
4ヶ月まで	55%
5ヶ月まで	48%
6ヶ月まで	41%
7ヶ月まで	34%
8ヶ月まで	27%
9ヶ月まで	21%
10ヶ月まで	14%
11ヶ月まで	7%
1年まで	0%

(2) 2年契約のとき

経過月数	返還率	経過月数	返還率
1ヶ月まで	86%	1年1ヶ月まで	41%
2ヶ月まで	83%	1年2ヶ月まで	38%
3ヶ月まで	79%	1年3ヶ月まで	34%
4ヶ月まで	75%	1年4ヶ月まで	30%
5ヶ月まで	71%	1年5ヶ月まで	26%
6ヶ月まで	68%	1年6ヶ月まで	23%
7ヶ月まで	64%	1年7ヶ月まで	19%
8ヶ月まで	60%	1年8ヶ月まで	15%
9ヶ月まで	56%	1年9ヶ月まで	11%
10ヶ月まで	53%	1年10ヶ月まで	8%
11ヶ月まで	49%	1年11ヶ月まで	4%
1年まで	45%	2年まで	0%

別表2【保険金の請求に必要な書類】

第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項・第5章 各種特約 関連

(1)当社の定める保険金請求書

(2)保険金請求者であることを証明する書類

書類の例	・委任状 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・賃貸借契約書 ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）、運転免許証（写））など
------	---

(3)保険の目的物に発生した損害や費用等

①損害等の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）など
------	------------------------------

②損害の額等を示す書類

書類の例	・写真（現場および損傷箇所） ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 など
------	--

③その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）など
------	---

(4)損害賠償責任に関する保険金を請求するための書類

①損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真（現場および損傷箇所）など
------	--

②損害賠償の額を示す書類

書類の例	ア) 対人賠償事故の場合 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 など
	イ) 対物賠償事故の場合 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 など
③その他の書類	・家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)、運転免許証(写)) ・被害者を確認するための資料(車検証(写)など) ・権利移転書 ・調査同意書(当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書)

(5)その他

当社が「第1章 契約の基本条項 第8条(事故発生に関する処理および手続き)Ⅰ. 全契約共通(2)保険金の支払時期」に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

第4章 ケガの補償条項 関連

必要な書類	保険金の種類	入院保険金	通院保険金	死亡保険金
(1) 当社の定める保険金請求書	○	○	○	
(2) 当社の定める事故発生状況報告書	△	△	△	
(3) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	△	△	△	
(4) 死亡診断書または死体検案書				○
(5) 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類	△	△		
(6) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めるについての同意書	○	○		
(7) 被保険者または保険金受取人の印鑑証明書	△	△	△	
(8) 被保険者または保険金受取人の戸籍謄本				△
(9) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	△	△	△	
(10) その他当社が「第1章 契約の基本条項 第8条(事故発生に関する処理および手続き)Ⅰ. 全契約共通(2)保険金の支払い時期」に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類	△	△	△	

○: 必須、△: 必要に応じて提出します。なお、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

別表3【保険金を支払うための確認事項】

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは身体障害の有無および被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または身体障害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
(5) (1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものとの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

別表4【保険金を支払うべき期日】

(1)災害救助法が適用された災害の被災地域においては別表3の(1)から(5)までの事項の確認のための調査	60日
(2)別表3の(1)から(4)までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
(3)別表3の(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)	180日
(4)別表3の(1)から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

別表5【ギブス等の常時装着により通院したものとみなす部位】

(1)長管骨または脊柱
(2)長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。
(3)肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。